

消費税改定に伴い水道料金等を改定します

改定前

料金区分	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
水道料金	13mm	945円				
	20mm	1,302円				
	25mm	1,774.5円				
	40mm	4,042.5円				
	50mm	8,767.5円				
	75mm	15,592.5円				
浴場営業用	150m ³ 以下					
	一時用					
私設消火栓	口径50mm未満					
	口径50mm以上					

●改定の内容

消費税率の改定に伴い、水道料金及び下水道使用料に係る消費税及び地方消費税が**5%から8%に変わります。**

●料金の適用

平成26年**8月請求分**から適用されます。

改定後

料金区分	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
水道料金	13mm	972円				
	20mm	1,339.2円				
	25mm	1,825.2円				
	40mm	4,158円				
	50mm	9,018円				
	75mm	16,038円				
浴場営業用	150m ³ 以下					
	一時用					
私設消火栓	口径50mm未満					
	口径50mm以上					

みなさまのご理解とご協力宜しくお願いします



水道水以外の水(井戸水・温泉水など)使用による一般家庭汚水の下水道使用料について

水道水以外の水(井戸水や温泉水など)の使用に伴う一般家庭汚水につきましては、多くの世帯においてメーターが未設置であり、使用量の把握が困難な状況にあることから、これまで下水道使用料については定額制としてきましたが、使用実態に即した使用料とするために、排除汚水量を世帯人数と用途により算出する方法に変更します。

※メーター設置の場合は排除汚水量を検針により測定します。
※平成26年7月請求分から適用になります。
※北区榑木町及び南区域南町については、経過措置により平成27年4月使用分からの適用になります。

水道料金・下水道使用料については、**料金課 ☎361-5400**
※3月17日から☎381-1118

料金改定の詳しい内容は、上下水道局ホームページをご覧ください
<http://www.kumamoto-waterworks.jp/>

(水道)加入金など

給水装置係 ☎361-5503 ※3月17日から☎381-1152

加入金及び給水装置の設計手数料に係る消費税及び地方消費税が5%から8%に変わります(平成26年4月1日申込分から適用となります)。給水装置工事事業者指定審査手数料、設計審査手数料、工事検査手数料につきましては、改定はありません。

(下水道)受益者負担金など

排水設備係 ☎361-5580 ※3月17日から☎381-1153

下水道受益者負担金及び指定工事店指定手数料につきましては、改定はありません。

平成26年度水質検査計画を策定しています

熊本の水をいつでも安心して飲んでいただくために、上下水道局では、水源地から蛇口にいたるまで徹底的な水質検査を行っています。この水質検査を、どのような「地点・項目・基準・頻度」で行うかなどを定めたものが「水質検査計画」です。

安全な水道水の供給に不可欠な水質検査を計画的に行うため、これまでの検査結果やみなさまからのご意見をもとに見直し、毎年度作成・公表しています。現在は、平成26年度の計画を策定中です。3月20日から上下水道局の営業窓口及びホームページで公表する予定です。



水質基準 51項目など約90項目

主な検査予定項目	
一般細菌	マンガン
大腸菌	塩化物イオン
水銀	Ca、Mg等(硬度)
鉛	蒸発残留物
ヒ素	有機物(TOC)
硝酸・亜硝酸態窒素	pH値
テトラクロロエチレン	味
ベンゼン	色度
総トリハロメタン	臭気
鉄	濁度

※紙面の都合により一部抜粋しております。



いろんな地点で検査されているんだね!

お問い合わせ 水運用課 水質管理室 ☎361-5527 ※3月24日から☎381-7091

●給水栓(47箇所) 毎日検査・毎月検査
●給水栓(15箇所) 毎日検査のみ
●給水栓(1箇所) 毎月検査のみ
水質検査地点: 給水栓水63ヶ所(平成25年度)

新しい 上下水道局庁舎で業務を開始します



新しい庁舎って
どんなところ
なんだろう



熊本市上下水道局
〒862-8620
中央区水前寺6丁目2-45
☎381-1133(代表)

※3月17日からの電話番号になります。

交通アクセス

バス「県庁前」下車徒歩3分 市電「市立体育館前」下車徒歩8分
駐車場あり(台数が少ないため、出来るだけ公共交通機関をご利用ください)。

業務開始予定日

1階・5階(計画調整課)・6階は3月17日(月)から
2階・3階・4階・5階(水道整備課・下水道整備課)は3月24日(月)から

災害に強い庁舎

防災支援活動拠点施設として耐震性能を確保し、自家用発電機などの非常用電源設備を備え、各種災害時にも機能的に活動できます。

利用しやすい庁舎

部署を庁舎本館に集約するとともに、オープンフロアにすることでフロア全体をわかりやすくしました。また、通路等の段差の解消や誘導ブロック、エレベーターを設置するなどバリアフリーを含め、だれもが快適に過ごせる空間の創出に配慮しました。

引越しが決まったら上下水道局へご連絡下さい

インターネットでも手続きできます

「水道の使用をやめる」手続きが必要です

水道料金等の清算が必要ですので、

●水せん番号CD

(領収書や「水道ご使用水量のお知らせ」等に記載されています)

●移転日

●移転先住所

●支払い方法

などを料金課又は各営業所へご連絡ください。

※熊本市の水道料金等は、実際の使用期間に対して2~3ヶ月遅れて請求しています。清算時には、遅れていた分をまとめて請求しますので、通常の2~3ヶ月分を一括してお支払いいただくこととなります。
※お届けがないと、水道を使用していないにもかかわらず引き続き基本料金ががかかりますのでご注意ください。
※インターネットでも手続きできます。



引越し先が熊本市内の場合

「水道の使用をやめる」手続きと「水道の使用を開始する」手続きが必要です。

「水道使用申込書」で手続き

お引越し先にある青いビニール袋に入っている「水道使用申込書」に必要な事項をご記入のうえ返信用封筒でご返送ください。

インターネットで手続き

インターネットでも手続きできます
※水道料金のお支払いに口座振替をご利用のお客さまで、市内間で引越しをされる場合、引越先でもそのまま利用できます。インターネット申込画面の通信欄に、前住所の水せん番号CD(又は住所)・使用者名・お申込をされた方のお名前(続柄)と「口座引継ぎを希望する」とご記入ください。

水道料金の口座振替手続きについて

「水道使用申込書」下段の「水道料金口座振替依頼書」の欄に必要な事項を記入押印後、返送頂くか、直接金融機関窓口へ預貯金通帳、金融機関届出印、水せん番号CDのわかるもの(「使用量のお知らせ」または「領収証」など)をご持参のうえ、お手続きください。なお、申込書が必要なときは、ご連絡いただきますと郵送します。
※お申込から口座振替開始まで約2ヵ月かかります。
※経費削減のため、領収証不発行にご協力をお願いします。

お支払の際、クレジットカードのご利用は出来ませんのでご了承ください。

料金課 ☎361-5400 ※3月17日から☎381-1118
お問い合わせ 北部上下水道センター ☎322-1177
インターネットでの手続き 熊本市上下水道局ホームページ(<http://www.kumamoto-waterworks.jp/>)

西部上下水道センター ☎351-3154 城南営業所 ☎0964-46-6407
富合営業所 ☎358-0070 榑木営業所 ☎272-1116
※水道料金等に関するお問い合わせの際は、番号をお確かめのうえ、ご連絡ください。